

佐久圏域に「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します

令和4年1月6日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 感染の状況等

佐久圏域における直近1週間（令和3年12月30日～令和4年1月5日）の新規陽性者数は51人、人口10万人当たりでは24.94人となっており、前週（令和3年12月23日～29日）と比較して2.7倍と急増しています。

この状況は、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当しています。また、高齢者施設における感染の拡大や複数の経路不明な感染事例などリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」であると認められます。

したがって、佐久圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します。

2 佐久圏域における県の対策強化について

佐久圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。佐久圏域にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、県の対策にご協力いただくようお願いします。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）に基づき実施するものです。）

（県民の皆様への協力要請）

- ① 基本的な感染防止対策の徹底について協力を要請します
- ② 会食における感染防止策の徹底について協力を要請します
- ③ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します
- ④ 感染不安を感じる無症状の方に対し積極的に検査を受けることを要請します

（事業者の皆様への協力要請）

- ⑤ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します
- ⑥ 職場や学校での感染防止対策の徹底を働きかけます

（積極的な検査等の実施）

- ⑦ さらなる積極的な検査とクラスター対策を実施します
- ⑧ 高齢者施設等における定期的な自主検査を支援します

- ① 基本的な感染防止対策の徹底について協力を要請します（特措法第24条第9項）

マスクの正しい着用、手洗い・手指消毒、十分な換気、ゼロ密、混雑している場所を避けることなどをお願いしているところですが、佐久圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様は、改めて、万全の対策を行っていただくようお願いします。

- ② 会食における感染防止策の徹底について協力を要請します（特措法第24条第9項）

自宅での実施も含め、会食については基本的な感染防止対策の徹底と「新たな会食のすゝめ」を守ることをお願いしているところですが、佐久圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様は、改めて、万全の対策を行っていただくようお願いします。

- ③ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します（特措法第24条第9項）

佐久圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「信州の安心なお店」認証、「新型コロナ対策推進宣言」の実施の有無を確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。

④ 感染不安を感じる無症状の方に対し積極的に検査を受けることを要請します

(特措法第24条第9項)

感染対策が不十分な会食をされた方や感染が拡大している地域との往来をされた方など、感染リスクが高い環境にある等の理由により、感染不安を感じる無症状の佐久圏域にお住まいの方に対し、県が指定する薬局等において積極的に検査を受けることを要請します。

⑤ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します

(特措法第24条第9項)

佐久圏域の事業者の皆様、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

⑥ 職場や学校での感染防止対策の徹底を働きかけます

職場や学校において、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、定期的な換気など基本的な感染防止対策を徹底するよう働きかけを行います。

また、特に職場において、休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化によりマスクを外して会話するなど、感染リスクが高まるおそれがあるとされており、休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めるよう、さらに、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より少なくなるよう、事業者を重ねて働きかけを行います。

⑦ さらに積極的な検査とクラスター対策を実施します

疫学調査に基づき、感染事例に係る濃厚接触者の把握と全員検査に加え、集団発生の事例が生じた場合は従業員やその家族などの接触者についても幅広く検査対象として積極的に検査を実施します。また、クラスター対策チーム(CCT-Nagano)を機動的に派遣します。

⑧ 高齢者施設等における定期的な自主検査を支援します

重症化リスクが高く、ワクチン2回目接種から時間が経過している高齢者等の感染拡大を抑制するため、高齢者施設等の設置者が従業員等を対象として自主的に行う検査を支援します。

3 県民及び事業者の皆様へお願い

佐久圏域にお住まいの皆様、事業者の皆様は、県の対策強化にご協力いただくとともに、別紙『『新型コロナウイルス警報』発出に伴うお願い(令和4年1月6日)』に沿った対応の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。さらに、県外との往来が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

「新型コロナウイルス警報」発出に伴うお願い (令和4年1月6日)

県民、来訪者の皆様等への協力依頼

(1) 基本的な感染防止対策を徹底し、慎重な行動をお願いします

ワクチン未接種の方も、ワクチン接種済みの方も感染防止対策を継続するなど慎重な行動をしてください。

- ・マスクを正しく着用してください(不織布マスクを推奨)。
- ・適切なタイミングで正しく手洗い・手指消毒してください。
- ・屋内や車内は十分に換気してください(30分に一回以上、数分間程度窓を全開)。
- ・「密接」「密集」「密閉」の一つでも避け、ゼロ密を意識してください。
- ・外出の際は混雑した場所を避け、普段会わない方と会う時は慎重な対応をしてください。

(2) 早めの受診や検査をお願いします

(有症状の方) 少しでも体調に異変を感じた場合(発熱があるときはもちろん、熱がなくても、せき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常がある場合など)は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください。

(無症状の方) 感染対策が不十分な会食をされた方や感染が拡大している地域との往来をされた方など、感染リスクが高い環境にある等の理由により、感染の不安を感じる方は無料検査を受けてください。

(3) 帰省や旅行は慎重に検討をお願いします

(感染拡大地域*への訪問) できるだけ控えてください。訪問される場合は、ワクチン接種済みの方も含め帰県後の検査を推奨します。

(その他の地域への訪問) 慎重に検討し、訪問される場合は、基本的な感染防止対策の徹底やリスクの高い行動を控えるなど慎重な行動をしてください。

(長野県への訪問) 来訪される前にワクチン接種又は検査の実施を推奨します。

※ 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている地域並びに直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数が25.0人を上回っている都道府県(県ホームページで随時お知らせしています。)

(4) 会食における基本的な感染防止対策の徹底をお願いします

会食は、自宅での実施を含め、基本的な感染防止対策を徹底するなど十分注意するとともに、「新たな会食のすゝめ」を守ってください。

(5) ワクチンの効果と副反応を知ったうえで、ワクチン接種のご検討をお願いします

事業者の皆様等への協力依頼

(1) ガイドライン遵守の徹底をお願いします

店舗や施設の管理者におかれては、業種別に定められている感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底してください。

(2) 職場や共同生活の場での感染防止対策の徹底をお願いします

手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、食器やタオルなどの共用を避けることなど、職場や従業員寮等の共同生活の場における感染防止対策を徹底してください。とりわけ、仕事の後や共同生活の場における飲食の際の感染防止対策に留意してください。

県内の感染警戒レベル (R4. 1. 6 現在)

感染警戒レベル4の圏域	1 圏域	<u>佐久圏域</u>
感染警戒レベル3の圏域	9 圏域	<u>上田圏域、諏訪圏域、上伊那圏域、南信州圏域、木曾圏域、松本圏域、北アルプス圏域、長野圏域、北信圏域</u>

